

江別市地域防災計画

(地震災害対策編)

令和7年1月

目次

第1章 総則

第1節	計画策定の目的	1
第2節	計画の性格	1
第3節	計画推進に当たっての基本となる事項	1
第4節	計画の基本方針	1
第5節	江別市の地形、地質及び社会的現況	2
第6節	江別市及びその周辺における地震の発生状況	2
第7節	江別市における地震の想定	3

第2章 災害予防計画

第1節	市民の心構え	7
第2節	地震に強いまちづくり推進計画	9
第3節	地震に関する防災知識の普及・啓発	11
第4節	防災訓練計画	12
第5節	物資及び防災資機材等の整備・確保に関する計画	13
第6節	相互応援（受援）体制整備計画	13
第7節	自主防災組織の育成等に関する計画	13
第8節	避難体制整備計画	13
第9節	避難行動要支援者等の要配慮者に関する計画	13
第10節	火災予防計画	13
第11節	危険物等災害予防計画	14
第12節	建築物等災害予防計画	15
第13節	土砂災害予防計画	16
第14節	液状化災害予防計画	16
第15節	積雪・寒冷対策計画	17
第16節	業務継続計画の策定	17
第17節	複合災害に関する計画	17

第3章 災害応急対策計画

第1節	応急活動体制	19
第2節	地震情報の伝達計画	20

第3節	災害情報等の収集、伝達計画	23
第4節	災害広報・情報提供計画	26
第5節	避難対策計画	26
第6節	救助救出計画	26
第7節	地震火災等対策計画	26
第8節	災害警備計画	27
第9節	交通応急対策計画	28
第10節	輸送計画	28
第11節	ヘリコプター等活用計画	28
第12節	食料供給計画	28
第13節	給水計画	28
第14節	衣料・生活必需物資供給計画	28
第15節	石油類燃料供給計画	28
第16節	生活関連施設対策計画	28
第17節	医療救護計画	29
第18節	防疫計画	30
第19節	廃棄物等処理計画	30
第20節	家庭動物対策計画	30
第21節	文教対策計画	30
第22節	住宅対策計画	30
第23節	被災建築物安全対策計画	30
第24節	被災宅地安全対策計画	32
第25節	行方不明者の捜索及び遺体の収容処理埋葬計画	33
第26節	障害物除去計画	33
第27節	広域応援・受援計画	33
第28節	自衛隊派遣要請及び派遣活動計画	33
第29節	災害ボランティアとの連携計画	33
第30節	災害救助法の適用と実施	33

第4章 災害復旧・被災者援護計画

第1節	災害復旧計画	35
第2節	被災者援護計画	35

第1章 総則

第1節 計画策定の目的

この計画は基本法第42条の規定に基づき、江別市における地震災害の防災対策に関し、必要な体制を確立するとともに、防災に関してとるべき措置を定めることにより、防災活動の総合的かつ計画的な推進を図り、もって市民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

第2節 計画の性格

この計画は、基本法第42条の規定に基づき策定されている地域防災計画の地震災害対策編として、防災会議が策定する。

なお、この計画に定められていない事項については、地域防災計画（一般災害対策編）の定めるところによる。

第3節 計画推進に当たっての基本となる事項

一般災害対策編「第1章 第3節 計画推進に当たっての基本となる事項」を準用する。

第4節 計画の基本方針

この計画は、市及び道並びに防災関係機関の実施責任を明確にするとともに、地震防災対策を推進するための基本的事項を定めるものであり、その実施細目については、防災関係機関ごとに具体的な活動計画等を定め、毎年検討を加え、必要に応じ修正を行う。

第1 実施責任

1 江別市

市は、防災の第一次的責任を有する基礎的な地方公共団体として、市域並びに市民の生命、身体及び財産を地震災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体等の協力を得て、防災活動を実施する。

2 北海道

道は、北海道の地域並びに道民の生命、身体及び財産を地震災害から保護するため、防災関係機関の協力を得て、北海道の地域における防災対策を推進するとともに、市及び指定地方公共機関の防災活動を援助し、かつ、その総合調整を行う。

3 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、市域並びに市民の生命、身体及び財産を地震災害から保護するため、その所掌事務を遂行するにあたっては、他の指定地方行政機関と相互に協力して防災活動を実施するとともに、市及び道の防災活動が円滑に行われるように勧告、指導、助言等の措置をとる。

4 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性又は公益性を考慮し、自ら防災活動を積極的に推進するとともに、市及び道の防災活動が円滑に行われるようその業務に協力する。

5 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、地震災害予防体制の整備を図り、地震災害時には応急措置を実施するとともに、市、道及び防災関係機関の防災活動に協力する。

第2 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱

一般災害対策編「第1章 第5節 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱」を準用する。

第3 市民及び事業者の基本的責務等

一般災害対策編「第1章 第6節 市民及び事業者の基本的責務等」を準用する。

第5節 江別市の地形、地質及び社会的現況

一般災害対策編「第2章 第1節 自然的条件」を準用する。

第6節 江別市及びその周辺における地震の発生状況

本市における地震の発生状況は、以下のとおり。

地震による石狩振興局地域で記録された最大震度

震度	観測地点	震源
6	道央付近	石狩川河口付近(1834年)
5弱	新篠津	十勝沖(2003年)

注) 震度は気象庁震度観測点の観測による。

江別市において観測された主な地震

発生年月日 地震名	震源(震央地名)	規模(マグニチュード)	江別市における 震度
昭和43年5月16日 十勝沖地震	青森県東方沖 N40° 44' E143° 35' H0	7.9	(4)
昭和57年3月21日 浦河沖地震	浦河沖 N42° 04' E142° 36' H40	7.1	(4)
平成5年1月15日 釧路沖地震	釧路沖 N42° 55' E144° 21' H101	7.5	(4)
平成15年9月26日 十勝沖地震	十勝沖 N41° 47' E144° 05' H45	8.0	4

平成23年3月11日 東北地方太平洋沖地震	三陸沖 N38° 06' E142° 52' H24	9.0	3
平成24年12月7日 三陸沖地震	三陸沖 N38° 01' E143° 52' H49	7.3	4
平成28年1月14日 浦河沖地震	浦河沖 N41° 58' E142° 47' H50	6.7	4
平成30年9月6日 北海道胆振東部地震	胆振地方中東部 N42° 39' E140° 00' H37	6.7	5強

注)「震源」欄の記号は、N(北緯)、E(東経)、S(南緯)、W(西経)、H(震源の深さ(Km))を表す。

「江別市における震度」内の()は道による観測値

第7節 江別市における地震の想定

第1 基本的な考え方

本市に大きな被害をもたらす可能性が高い地震については、北海道地域防災計画地震・津波防災計画編（以下、「北海道地域防災計画」という。）において公表されているものを使用した、「第3次江別市耐震改修促進計画」に基づき想定する。

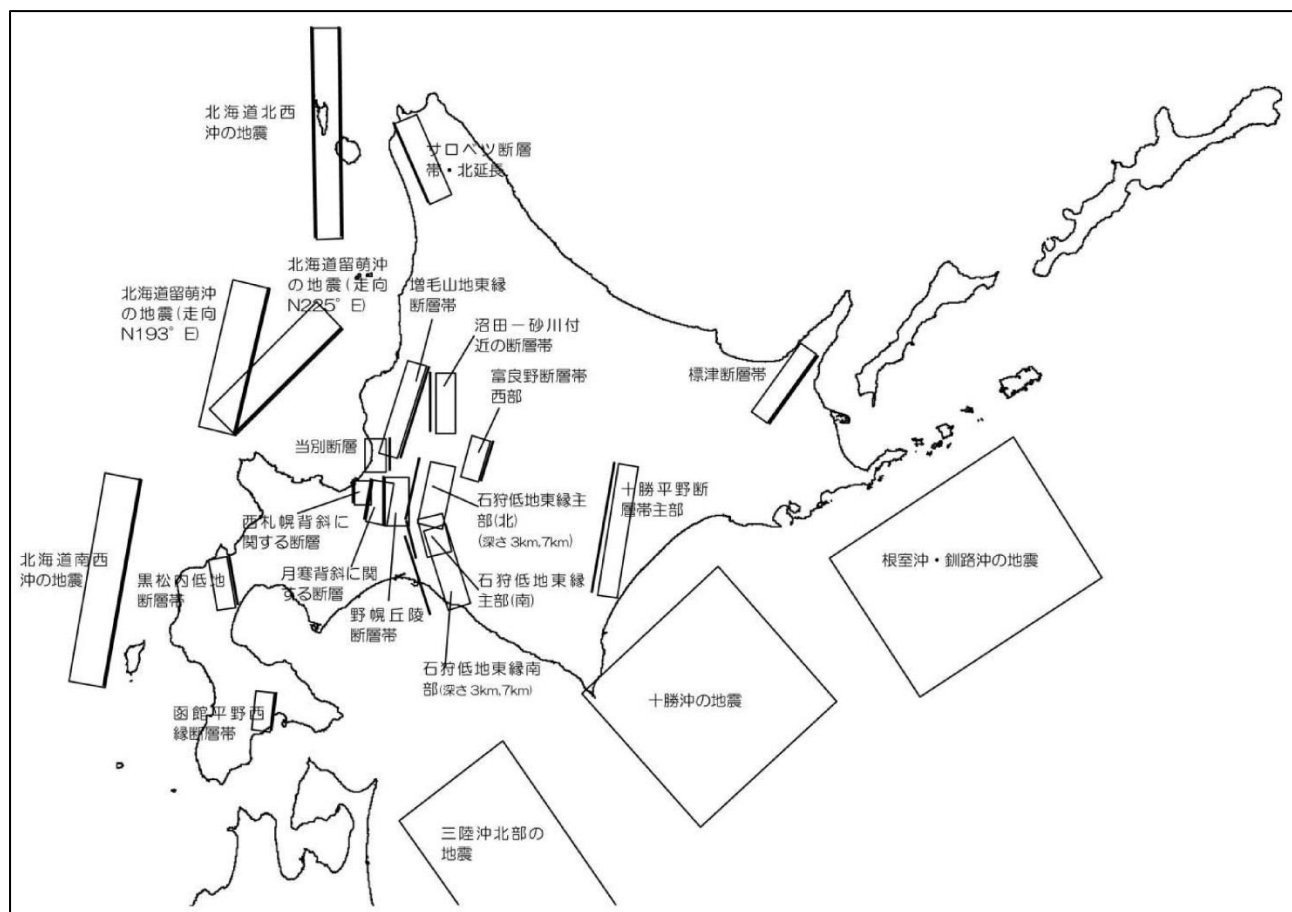
北海道地域防災計画では、既往の研究成果、特に海溝型地震と内陸活断層に関する最新の研究成果等から、北海道に被害を及ぼすと考えられる地震を整理しており、減災目標を検討するための詳細な被害想定を算定していく想定地震として、24地震54断層モデルを選定し、平成24年度から平成28年度にかけて被害想定算定を行っている。

北海道の想定地震のうち、市内で震度が最大になると想定される内陸活断層型の「月寒背斜に関連する断層の地震」及び「野幌丘陵断層帯の地震」の計測震度の分布をもとに、町丁目ごとの最大震度を設定した地震を想定し、地震被害を予測する。

想定される地震の設定

想定地震の名称	最大震度
月寒背斜に関連する断層の地震（内陸活断層型）	6弱～7
野幌丘陵断層帯の地震（内陸活断層型）	6弱～7

北海道の地震被害想定の対象地震



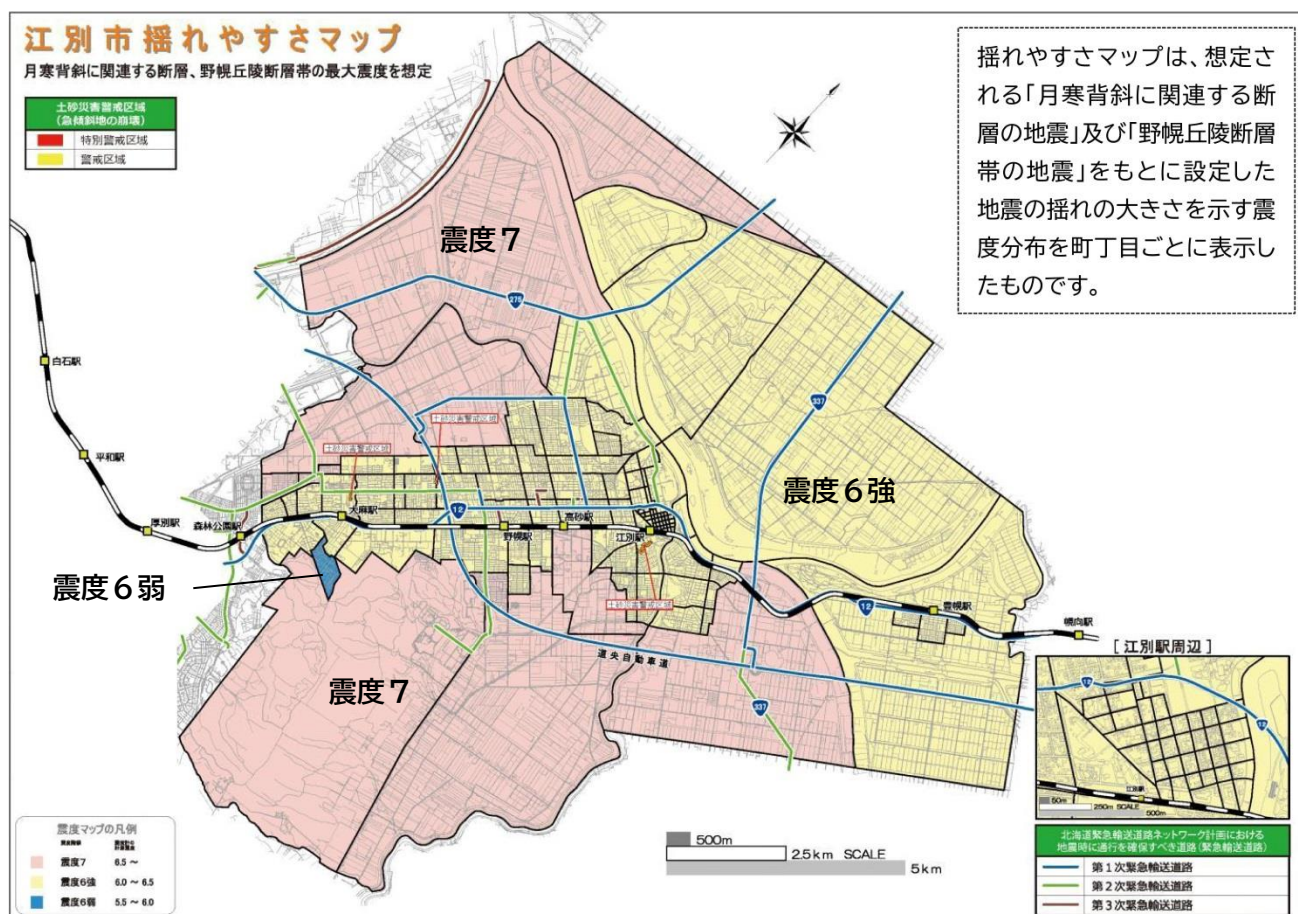
出典：第3次江別市耐震改修促進計画

第2 地震による被害想定

1 地震の揺れやすさ

地震の揺れは、一般的には表層地盤が軟らかければ増幅しやすく、硬ければ増幅しにくい傾向にある。「月寒背斜に関連する断層の地震」及び「野幌丘陵断層帯の地震」を想定した場合の町丁目ごとの最大震度は「図表 江別市揺れやすさマップ」のとおり。

江別市揺れやすさマップ



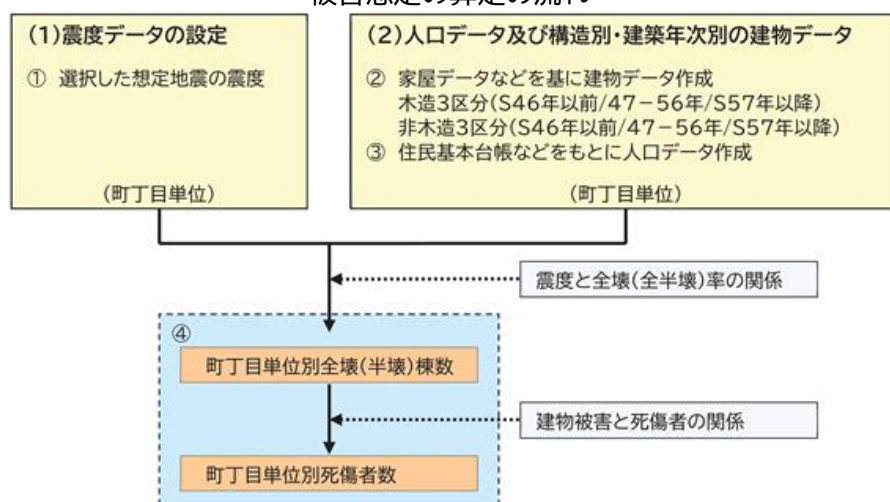
出典：第3次江別市耐震改修促進計画

2 被害想定算定方法

想定地震による建物被害の想定については、北海道の「平成28年度地震被害想定調査結果報告書」（平成30年2月）に示されている手法を、人的被害の想定については、北海道立北方建築総合研究所の「市町村揺れやすさマップ解説書」（平成19年度）を用いる。

なお、被害想定にあたっては、地震の揺れによる被害のみを想定し、火災や液状化、急傾斜地の崩壊等に起因する被害を含まない。

被害想定算定の流れ

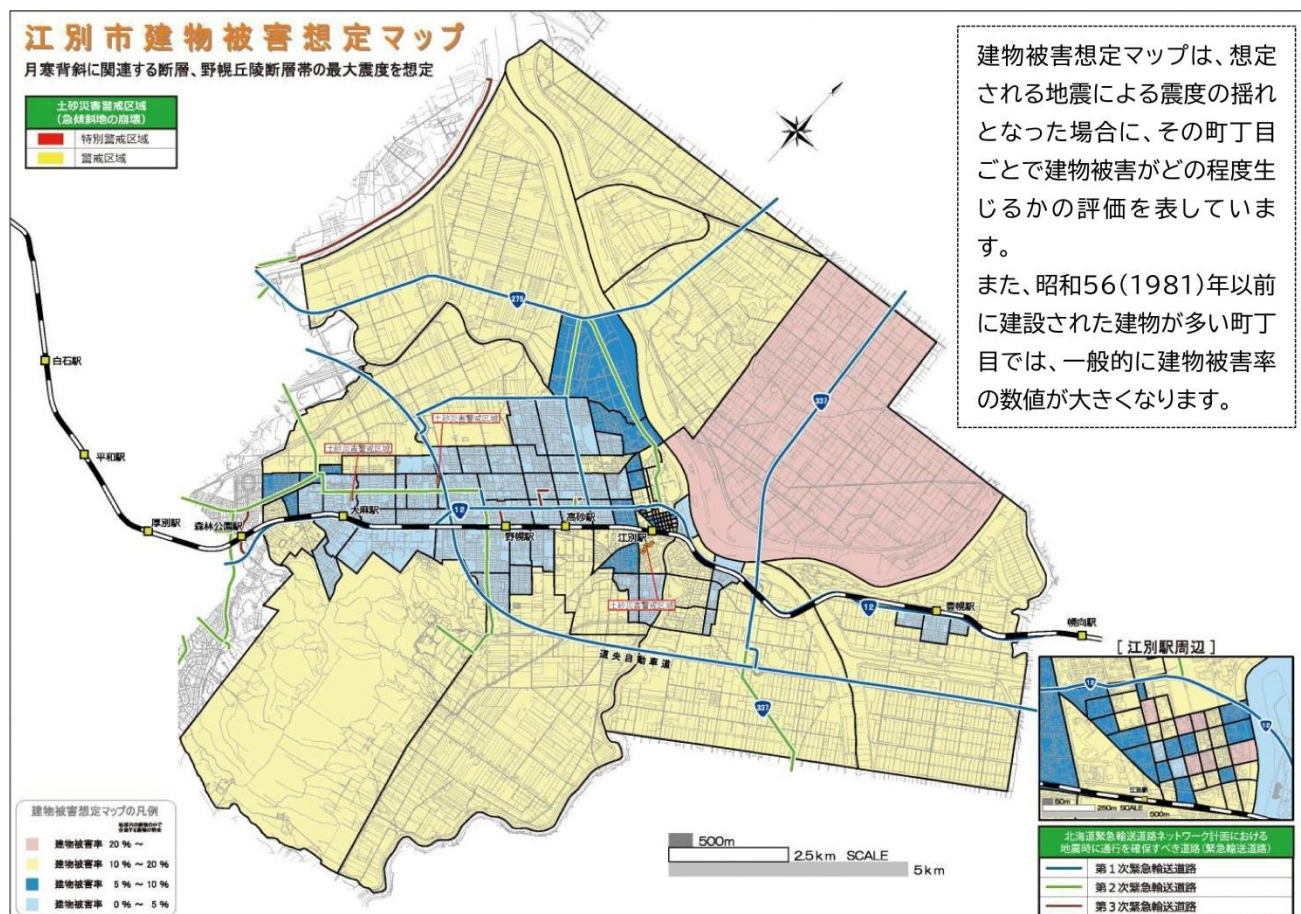


3 地震の揺れによる建物の被害想定

地震の揺れによる建物の被害は、市内の建物総数約 39,900 棟のうち、半壊建物約 4,150 棟(10.4%)、全壊建物が約 2,150 棟 (5.4%)、合計で約 6,300 棟 (15.8%) と想定される。

また、町丁目ごとの被害想定（全壊と想定される建物の割合）は、「江別市建物被害想定マップ」に示すとおり。

江別市建物被害想定マップ



出典：第3次江別市耐震改修促進計画

4 人的被害想定

人的被害は、地震の揺れによる建物の被害に起因するものとして、死者が約 20 名、負傷者が約 1,370 名、合計で約 1,390 名と想定される。

第2章 災害予防計画

地震による災害の発生及び拡大の防止を図ることを目的に、市、道及び防災関係機関は、災害予防対策を積極的に推進するとともに、市民及び民間事業者は、平常時より災害に対する備えを心がけるよう努める。

第1節 市民の心構え

道内で過去に発生した地震災害や、平成7年1月に発生した阪神・淡路大震災、平成23年3月の東日本大震災等の経験を踏まえ、市民は、自らの身の安全は自らが守るのが基本であるとの自覚を持ち、平常時より災害に対する備えを心がけるとともに、災害時には自らの身の安全を守るよう行動することが重要である。

地震発生時に、市民は、家庭または職場等において、個人または共同で、人命の安全を第一として混乱の防止に留意しつつ、地震災害による被害の発生を最小限にとどめるために必要な措置をとり、その実践を促進する市民運動を展開することが必要である。

第1 家庭における措置

1 平常時の心得

- (1) 地域の避難場所・避難経路及び家族の集合場所や連絡方法を確認する。
- (2) 崖崩れ等に注意する。
- (3) 建物の補強、家具を固定する。
- (4) 火気器具の点検や火気周辺の可燃物に注意する。
- (5) 飲料水や消火器を用意する。
- (6) 「最低3日間、推奨1週間」分の食料、飲料水、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレットペーパー、女性用品、ポータブルストーブ等の備蓄、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池、携帯電話充電器等）の準備、自動車へのこまめな満タン給油及び自宅等の暖房・給湯用燃料の確保、給水袋又は給水容器の準備をする。
- (7) 地域の防災訓練に進んで参加する。
- (8) 隣近所と地震時の協力について話し合う。
- (9) 保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等を行う。

2 地震発生時の心得

- (1) まずわが身の安全を確保する。
- (2) 特に緊急地震速報を見聞きしたときには、まわりの人に声をかけながら周囲の状況に応じて、あわてずに、まず身の安全を確保する。
- (3) 揺れがおさまったら、落ち着いてすばやく火の始末をする。
- (4) 火が出たらまず消火する。
- (5) あわてて戸外に飛び出さず出口を確保する。
- (6) 狭い路地、塀のわき、がけ、川べりには近寄らない。

- (7) 山崩れ、がけ崩れ、浸水に注意する。
- (8) 避難は徒歩で、持物は最小限にする。
- (9) みんなで協力しあって、応急救護を行う。
- (Ⅱ) 正しい情報をつかみ、流言飛語に惑わされない。
- (Ⅱ) 秩序を守り、衛生に注意する。

第2 職場における措置

1 平常時の心得

- (1) 消防計画、予防規程などを整備し、各自の役割分担を明確にする。
- (2) 消防計画により避難訓練を実施する。
- (3) とりあえず身を置く場所を確保し、ロッカー等重量物の転倒防止措置をとる。
- (4) 重要書類等の非常持出品を確認する。
- (5) 不特定かつ多数の者が出入りする職場では、入場者の安全確保を第一に考える。

2 地震発生時の心得

- (1) まずわが身の安全を図る。
- (2) 特に緊急地震速報を見聞きしたときには、まわりの人に声をかけながら周囲の状況に応じて、あわてずに、まず身の安全を確保する。
- (3) 揺れがおさまったら、落ち着いてすばやく火の始末をする。
- (4) 職場の消防計画に基づき行動する。
- (5) 職場の条件と状況に応じ、安全な場所に避難する。
- (6) 正確な情報を入手する。
- (7) 近くの職場同志で協力し合う。
- (8) エレベーターの使用は避ける。
- (9) マイカーによる出勤、帰宅等は自粛する。また、危険物車両等の運行は自粛する。

第3 駅や商業施設等の集客施設でとるべき措置

- (1) 館内放送や係員の指示がある場合は、落ち着いてその指示に従い行動する。
- (2) あわてて出口・階段などに殺到しない。
- (3) 吊り下がっている照明などの下からは退避する。

第4 街など屋外でとるべき措置

- (1) ブロック塀の倒壊や自動販売機の転倒に注意し、これらのそばから離れる。
- (2) ビルからの壁、看板、割れたガラスの落下に備え、ビルのそばから離れる。
- (3) 丈夫なビルのそばであれば、ビルの中に避難する。

第5 運転者のとるべき措置

1 走行中のとき

- (1) 走行中に車内のラジオ等で緊急地震速報を聞いたときは、後続の車が緊急地震速報を聞いていないおそれがあることを考慮し、ハザードランプを点灯するなど周りの車に注意を促した後、緩やかに停止させる。
- (2) 走行中に大きな揺れを感じたときは、急ハンドル、急ブレーキを避けるなど、できるだけ安全な方法により、道路の左側に停止させる。

- (3) 停止後は、ラジオ等で地震情報や交通情報を聞き、その情報や周囲の状況に応じて行動する。
- (4) 車を置いて避難するときは、できるだけ道路外の場所に移動しておく。やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを切り、エンジンキーを付けたまま、窓を閉め、ドアはロックしない。駐車するときは、避難する人の通行や災害応急対策の実施の妨げとなるような場所には駐車しない。

2 避難するとき

被災地域では、道路の破壊、物件の散乱等のほか、幹線道路等に車が集中することにより交通が混乱するので、やむを得ない場合を除き、避難のために車を使用しない。

第2節 地震に強いまちづくり推進計画

市、道及び防災関係機関は、建築物、土木構造物、通信施設、ライフライン施設、防災関連施設など構造物、施設等の耐震性を確保するため、地盤状況の把握など地域の特性に配慮し、地震に強いまちづくりを推進するとともに、地域の実情を踏まえつつ、できるだけ短時間で避難が可能となるようなまちづくりを目指す。

第1 地震に強いまちづくり

- 1 市、道及び防災関係機関は、避難路、避難場所、延焼遮断帯、防災活動拠点となる幹線道路、指定緊急避難場所としての都市公園、河川など骨格的な都市基盤施設、消防活動困難区域の解消に資する街路及び防災安全街区の整備、土地区画整理事業、市街地再開発事業等による市街地の面的な整備、建築物や公共施設の耐震・不燃化、水面・緑地帯の計画的確保など防災に配慮した都市計画や土地利用の誘導により、地震に強いまちづくりを図る。
- 2 市、道及び国は、避難路、緊急輸送道路など防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、無電柱化の促進を図る。
- 3 市、道、防災関係機関及び施設管理者は、不特定多数の者が利用する都市の施設等の地震発生時における安全性の確保の重要性を考慮し、これらの施設における安全確保対策及び発災時の応急体制の整備を強化する。

第2 建築物の安全化

- 1 市は、江別市耐震改修促進計画において計画された建築物の耐震改修等の具体的な目標の達成のために、既存建築物の耐震診断・耐震改修を促進する施策を積極的に推進する。
- 2 市は、特に、災害時の拠点となる庁舎、指定避難所等について、非構造部材を含む耐震対策等により、災害時に必要と考えられる高い安全性を確保するよう努める。
- 3 市は、指定避難所等に老朽化の兆候が認められる場合には、優先順位をつけて計画的に安全確保対策を進める。
- 4 市は、防災拠点など公共施設の耐震診断を行い、その結果を公表するとともに、施設の耐震性の向上を図る。

- 5 市は、老朽化した社会資本について、その適切な維持管理に努める。
- 6 市は、住宅をはじめとする建築物の耐震性の確保を促進するため、建築基準法等の遵守の指導等に努める。
- 7 市、防災関係機関及び施設管理者は、建築物における天井の脱落防止等の落下物対策、ブロック塀の転落防止、エレベーターにおける閉じ込め防止など総合的な地震安全対策を推進する。
- 8 市は、文化財保護のための施設・設備の整備等の耐震対策に努める。

第3 主要交通の強化

市、道及び防災関係機関は、主要な鉄道、道路等の基幹的な交通施設等の整備に当たって、耐震性の強化や多重性・代替性を考慮した耐震設計やネットワークの充実に努める。

第4 通信機能の強化

市及び防災関係機関は、主要な通信施設等の整備にあたっては、災害対策に必要なネットワークの範囲を検討するとともに、設備の耐震性の確保や通信手段の多様化、多重化に努めるなどして、耐災害性の強化に努める。

第5 ライフライン施設等の機能の確保

- 1 市、道、防災関係機関及びライフライン事業者は、上下水道、工業用水道、電気、ガス、電話等のライフライン施設及び灌漑用水、営農飲雑用水等のライフライン代替施設の機能の確保を図るため、主要設備の耐震化、震災後の復旧体制の整備、資機材の備蓄等に努める。
特に、医療機関等の人命に関わる重要施設への供給ラインの重点的な耐震化を進める。
- 2 市、道及び防災関係機関は、関係機関と密接な連携をとりつつ、ライフライン共同収容施設としての共同溝、電線共同溝等の整備等に努める。
- 3 市、道及び防災関係機関においては、自ら保有するコンピューターシステムやデータのバックアップ対策を講じるとともに、企業等における安全確保に向けての自発的な取組みを促進する。

第6 復旧対策基地の整備

市及び道は、震災後の復旧拠点基地、救援基地となる都市公園等の整備に努める。

第7 液状化対策等

- 1 市、道、防災関係機関及び公共施設等の管理者は、施設の設置に当たって、地盤改良等により液状化の発生を防止する対策や液状化が発生した場合においても施設の被害を防止する対策等を適切に実施するほか、大規模開発に当たって十分な連絡・調整を図る。
- 2 市及び道は、個人住宅等の小規模建築物についても、液状化対策について知識の普及を図る。
- 3 市、道及び国は、地震による破損等で決壊した場合に大きな被害をもたらすおそれのあるため池について、ハザードマップの作成等により、適切な情報提供を図る。

第8 危険物施設等の安全確保

市、道及び防災関係機関は、危険物施設等及び火災原因となるボイラー施設等の耐震性の確保、緩衝地帯の整備及び防災訓練の積極的な実施等を促進する。

第9 災害応急対策等への備え

市、道及び防災関係機関は、災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うために必要な備えを行う。

また、市は、地震などが発生した場合に備え、災害応急対策活動拠点として、災害対策車両やヘリコプターなどが十分活動できるグラウンド・公園などを確保し、周辺住民の理解を得るなど環境整備に

努める。

第10 地震防災緊急事業五箇年計画の推進

- 1 道は、地震防災対策特別措置法に基づき、北海道地域防災計画に定められた事項のうち、地震防災対策上緊急に整備すべき施設等について、全道を対象とする地震防災緊急事業五箇年計画を作成し、市は、その整備を重点的・計画的に進める。
- 2 計画対象事業
 - (1) 避難地
 - (2) 避難路
 - (3) 消防用施設
 - (4) 消防活動道路
 - (5) 緊急輸送道路、交通管制施設、ヘリポート、港湾・漁港施設、共同溝等
 - (6) 医療機関、社会福祉施設、公立幼稚園、公立小中学校、公立義務教育学校、公立中等教育学校（前期課程）、公立特別支援学校、公的建造物等の改築・補強
 - (7) 津波避難確保のための海岸保全施設、河川管理施設
 - (8) 砂防設備、森林保安施設、地すべり等防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、農業用揚排水施設であるため池のうち地震防災上必要なもの
 - (9) 地域防災拠点施設
 - (10) 防災行政無線施設、設備
 - (11) 飲料水確保施設、電源確保施設等
 - (12) 非常用食料、救助用資機材等備蓄倉庫
 - (13) 負傷者の一時収容、設備、資機材（応急救護設備等）
 - (14) 老朽住宅密集市街地に係る地震防災対策

第3節 地震に関する防災知識の普及・啓発

市、道及び防災関係機関は、地震災害を予防し、又はその拡大を防止するため、防災関係職員に対して地震防災に関する教育、研修、訓練を行うとともに、市民に対して地震に係る防災知識の普及・啓発を図り、防災活動の的確かつ円滑な実施に努める。防災知識の普及・啓発にあたっては、要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が確立されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。

また、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で防災に関する教育の普及・推進を図る。

第1 防災知識の普及・啓発

- 1 市、道及び防災関係機関は、職員に対して地震防災に関する体制、制度、対策等について講習会等の開催、訓練の実施、防災資料の作成・配布等により防災知識の普及・啓発の徹底を図る。
- 2 市、道及び防災関係機関は、市民に対し、次により防災知識の普及・啓発を図る。
 - (1) 啓発内容
 - ア 地震に対する心得

- イ 地震に関する一般知識
- ウ 非常用食料、飲料水、身の回り品等、非常持出品や緊急医療の準備
- エ 建物の耐震診断と補強、家具の固定、ガラスの飛散防止
- オ 災害情報の正確な入手方法
- カ 出火の防止及び初期消火の心得
- キ ビル街、百貨店、地下街等外出時における地震発生時の対処方法
- ク 自動車運転時の心得
- ケ 救助・救護に関する事項
- コ 避難場所、避難路及び避難方法等避難対策に関する事項
- サ 水道、電力、ガス、電話などの地震災害時の心得
- シ 要配慮者への配慮
- ス 各防災関係機関が行う地震災害対策

(2) 普及方法

- ア テレビ、ラジオ、新聞の利用
 - イ インターネット、SNSの利用
 - ウ 広報誌（紙）、広報車両の利用
 - エ 映画、スライド、ビデオ等による普及
 - オ パンフレットの配布
 - カ 講習会、講演会等の開催及び訓練の実施
- 3 市、道及び防災関係機関は、市民が緊急地震速報を受けたときの適切な対応行動を含め、緊急地震速報について普及、啓発に努める。

第2 学校等教育関係機関における防災思想の普及

- 1 学校においては、児童生徒等に対し、地震の現象、災害の予防等の知識の向上及び防災の実践活動（地震時における避難、保護の措置等）の習得を積極的に推進する。
- 2 児童生徒等に対する地震防災教育の充実を図るため、教職員等に対する地震防災に関する研修機会の充実等に努める。
- 3 地震防災教育は、学校等の種別、立地条件及び児童生徒等の発達段階などの実態に応じた内容のものとして実施する。
- 4 社会教育においては、PTA、青年団体、女性団体等の会合や各種研究集会等の機会を活用し、災害の現象、防災の心構え等の防災知識の普及に努める。

第3 普及・啓発の時期

防災の日、防災週間、水防月間、土砂災害防止月間、山地災害防止キャンペーン、防災とボランティアの日、防災とボランティア週間等、普及の内容により最も効果のある時期を選んで行う。

第4節 防災訓練計画

地震災害に対する災害応急対策活動の円滑な実施を図るため、防災に関する知識及び技能の向上と市

民に対する防災知識の普及、啓発を図ることを目的とした防災訓練を実施する。

なお、実施に当たっては、一般災害対策編「第4章 第2節 防災訓練計画」を準用する。

第5節 物資及び防災資機材等の整備・確保に関する計画

一般災害対策編「第4章 第3節 物資及び防災資機材等の整備・確保に関する計画」を準用する。

第6節 相互応援（受援）体制整備計画

一般災害対策編「第4章 第4節 相互応援（受援）体制整備計画」を準用する。

第7節 自主防災組織の育成等に関する計画

一般災害対策編「第4章 第5節 自主防災組織の育成等に関する計画」を準用する。

第8節 避難体制整備計画

一般災害対策編「第4章 第6節 避難体制整備計画」を準用する。

第9節 避難行動要支援者等の要配慮者に関する計画

一般災害対策編「第4章 第7節 避難行動要支援者等の要配慮者に関する計画」を準用する。

第10節 火災予防計画

地震に起因して発生する多発火災及び大規模火災の拡大を防止するため、地震時における出火の未然防止、初期消火の徹底など火災予防のための指導の徹底及び消防力の整備に関する計画は、一般災害対策編「第4章 第10節 消防計画」に準ずるほか、本計画の定めるところによる。

第1 地震による火災の防止

地震時の火災発生は、使用中の火気設備等によるものが多いことから、地震時の火の取り扱いについて指導啓発するとともに、江別市火災予防条例（昭和50年10月9日条例第24号）に基づく火気の

取り扱い及び耐震自動消火装置付石油ストーブを使用するよう指導を強化する。

第2 火災予防の徹底

火災による被害を最小限に食いとめるためには、初期消火が重要であるので、地域ぐるみ、職場ぐるみの協力体制と強力な消防体制の確立を図る。

- 1 一般家庭に対し、予防思想の啓発に努め、消火器の設置促進、消防用水の確保を図るとともに、これらの器具等の取り扱い方を指導し、地震時における火災の防止と初期消火の徹底を図る。
- 2 防災思想の啓発や災害の未然防止に着実な成果をあげるため、地域の自主防災組織、女性防火クラブ、少年消防クラブ等の設置及び育成指導を強化する。
- 3 ホテル、デパート、病院等、一定規模以上の防火対象物に対し、法令の基準による消防用設備等の設置を徹底するとともに、自主点検の実施及び適正な維持管理の指導を強化する。

第3 予防査察の強化指導

市は、消防法に規定する立入検査を対象物の用途、地域等に応じて計画的に実施し、常に当該区域の消防対象物の状況を把握し、火災発生危険の排除に努め、予防対策の万全な指導を図る。

- 1 消防対象物の用途、地域等に応じ計画的に立入検査を実施する。
- 2 消防用設備等の自主点検の充実及び適正な維持管理の指導を強化する。

第4 消防力の整備

近年の産業、経済の発展に伴って、高層建築物、危険物施設等が増加し、火災発生時の人命の危険度も増大していることから、市は、消防施設及び消防水利の整備充実を図るとともに、消防職員の確保、消防技術の向上等により、消防力の整備充実を図る。

あわせて、地域防災の中核となる消防団員の確保、育成強化及び装備等の充実を図り、消防団活動の活性化を推進する。

第5 消防計画の整備強化

消防本部は、防災活動の万全を期するため、消防計画を作成し、火災予防について次の事項に重点を置く。

- 1 消防力等の整備
- 2 災害に対処する消防地理、水利危険区域等の調査
- 3 消防職員及び消防団員の教育訓練
- 4 査察その他の予防指導
- 5 その他火災を予防するための措置

第11節 危険物等災害予防計画

地震時における危険物、火薬類、高圧ガスの爆発、飛散、火災などによる災害の発生の予防に関する計画は、一般災害対策編「第6章 第4節 危険物等災害対策計画」を準用する。

第12節 建築物等災害予防計画

地震災害から建築物等を防ぎよするための計画は、一般災害対策編「第4章 第9節 建築物災害予防計画」に準ずるほか、本計画の定めるところによる。

第1 建築物の防災対策

1 準防火地域の指定促進

市は、市街地の不燃化を図るため、土地利用制度の活用や土地利用の動向等を勘案し、準防火地域の指定を検討する。

2 市街地における再開発の促進

市は、建築物の不燃化など都市防災を図るため、低層過密の市街地における再開発等を導入する場合は、市街地再開発事業など防災に対応した必要な施策の推進に努める。

3 木造建築物の防火対策の推進

市及び道は、住宅が木造建築物を主体に構成されている現状を踏まえ、これらの建築物の延焼のおそれがある外壁等の不燃化及び耐震化の促進を図る。

4 既存建築物の耐震化の促進

市は、耐震性能が不十分な既存建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るため、江別市耐震改修促進計画に基づき、耐震診断・耐震改修に対する支援や建築関係団体と連携した相談体制、情報提供の充実などの環境整備を図る。また、市民にとって理解しやすく、身近に感じ取られるパンフレット等を作成のほか、セミナー等の開催や市ホームページ等の活用により普及啓発を図る。

また、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）に基づき、必要に応じて、指導、助言及び指示を行い、特に、著しく保安上危険となるおそれがあると認められた建築物については、建築基準法の規定に基づき指導、助言、勧告、命令を行う。

5 ブロック塀等の倒壊防止

市及び道は、地震によるブロック塀等の倒壊を防止するため、既存ブロック塀等については、建築パトロールなどを通じて、点検、補強の指導を行うとともに、新規に施工、設置する場合には、施工・設置基準を遵守させるなど、安全性の確保について指導する。

6 窓ガラス等の落下物対策

市及び道は、地震による落下物からの危害を防止するため、市街地で主要道路に面する地上3階建以上の建築物の窓ガラス、外装材、屋外広告物等で落下のおそれのあるものについて、その実態を調査し必要な改善指導を行う。

7 被災建築物の安全対策

- (1) 道は、北海道震災建築物応急危険度判定士認定制度要綱に基づき、応急危険度判定士の認定を行い、台帳に登録する。
- (2) 市及び道は、応急危険度判定を迅速かつ的確に実施するための体制を整備する。
- (3) 市及び道は連携し、石綿の飛散防止に係る関係法令や「災害時における石綿飛散防止に係る取扱マニュアル（改訂版）」（環境省）等に基づき、石綿使用建築物等の把握、市民への石綿関連

情報の普及啓発等を行う。

第13節 土砂災害予防計画

地震時における土砂災害の発生の予防に関する計画は、一般災害対策編「第4章 第15節 土砂災害予防計画」を準用する。

第14節 液状化災害予防計画

地震に起因する地盤の液状化による災害を予防するための計画は、本計画の定めるところによる。

第1 現況

液状化現象による災害は、過去の地震においてもしばしば認められてはいたが、「新潟地震」（1964年）を契機として、認識されたところである。「平成7年（1995年）兵庫県南部地震」（阪神・淡路大震災）においても、埋立地などを中心に大規模な液状化による被害が発生している。近年、埋立などによる土地開発が進み、また、都市の砂質地盤地域への拡大に伴い以前にも増して液状化被害が発生しやすい傾向にある。

北海道においては、「1968年十勝沖地震」、「平成5年（1993年）北海道南西沖地震」、「平成6年（1994年）北海道東方沖地震」においても、道南及び道東の広い地域で発生し、大きな被害をもたらした。

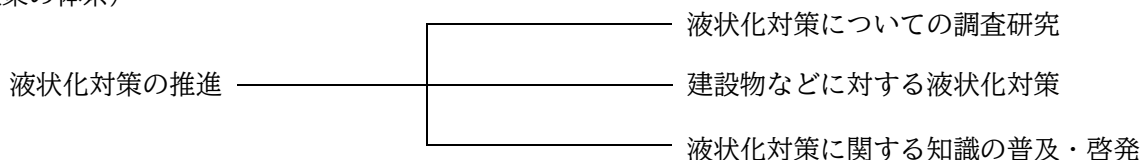
最近では、「平成15年（2003年）十勝沖地震」において、豊頃町～浦幌町に被害の集中がみられたほか、札幌市や標津町など遠地においても液状化による被害が発生した。

また、「平成30年北海道胆振東部地震」では、札幌市や北広島市等の住宅地において地盤液状化が発生し、大きな被害が発生するとともに、苫小牧周辺では、港湾など海岸周辺の埋立地に被害が集中して発生した。

第2 液状化対策の推進

- 1 市、道及び防災関係機関は、液状化による被害を最小限に食い止めるため、公共事業などの実施にあたって、現地の地盤を調査し、発生する液状化現象を的確に予測することにより、現場の施工条件と効果の確実性、経済性等を総合的に検討・判断し、効果的な液状化対策を推進する。

（政策の体系）



2 液状化対策の調査・研究

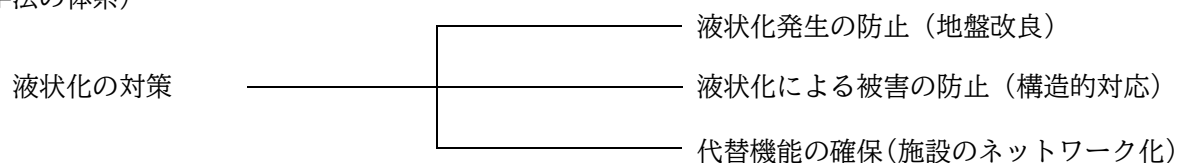
市、道及び防災関係機関は、大学や各種研究機関との連携のもと、液状化現象に関する研究成果を踏まえ、危険度分布や構造物への影響を予測し、液状化対策についての調査・研究を行う。

3 液状化の対策

液状化の対策としては、大別して次のことが考えられる。

- (1) 地盤自体の改良等により液状化の発生を防ぐ対策
- (2) 発生した液状化に対して施設の被害を防止、軽減する構造的対策
- (3) 施設のネットワーク化等による代替機能を確保する対策

(手法の体系)



4 液状化対策の普及・啓発

市、道及び防災関係機関は、液状化対策の調査・研究に基づき、市民・施工業者等に対して知識の普及・啓発を図る。

第15節 積雪・寒冷対策計画

一般災害対策編「第4章 第16節 積雪・寒冷対策計画」を準用する。

第16節 業務継続計画の策定

一般災害対策編「第4章 第18節 業務継続計画の策定」を準用する。

第17節 複合災害に関する計画

一般災害対策編「第4章 第17節 複合災害に関する計画」を準用する。

第3章 災害応急対策計画

地震災害による被害の拡大を防止するため、市、道及び防災関係機関は、それぞれの計画に基づき災害応急対策を実施する。

第1節 応急活動体制

地震災害時に被害の拡大を防止するとともに、災害応急対策を円滑に実施するため、市、道及び防災関係機関は、相互に連携を図り、災害対策本部等を速やかに設置するなど、応急活動体制を確立する。

また、道の非常災害現地対策本部等が設置されたときは、同本部等と連携を図る。

第1 災害対策組織

1 江別市災害対策本部

(1) 設置基準

市長は、基本法、江別市災害対策本部条例及び江別市災害対策本部運営規程に基づいて、震度5弱以上の地震が発生した場合は、災害対策本部を設置し、災害応急対策を実施する。

また、震度5弱未満であっても、市長が必要と認める場合は、設置することができる。

(2) 組織

※資料編「3 組織・体制 江別市災害対策本部組織図」参照

(3) 所掌等

※資料編「3 組織・体制 江別市災害対策本部各班の所掌事務」参照

(4) 設置及び廃止

一般災害対策編「第3章 第1節 第2 1 江別市災害対策本部（4）」を準用する。

(5) 運営

一般災害対策編「第3章 第1節 第2 1 江別市災害対策本部（5）」を準用する。

2 現地本部

一般災害対策編「第3章 第1節 第2 2 現地本部」を準用する。

3 災害対策本部を設置しない場合の準用

一般災害対策編「第3章 第1節 第2 3 災害対策本部を設置しない場合の準用」を準用する。

第2 市職員の動員配備

1 配備計画

市長は、地震発生後応急対策を迅速かつ的確に実施するため必要な配備体制を決定する。被害の状況等により、下記の基準により難しい場合においては、臨機応変の配備体制をとる。各所属長は、交通の途絶や職員の被災などにより参集が困難な場合も想定し、あらかじめ参集予定職員の次席の職員を代替職員に指定するなど、事態の状況に応じた職員の参集を確保する。

なお、消防職員、消防団員の「配備体制」については、別に定める「江別市消防計画」による。

2 自発参集条件

地震発生直後には電話やEメールが使えなくなる場合が多いことから、震度3以上の場合には連

絡が無くとも災害の状況に応じて、昼夜、平日・休日を問わず職場に自動的に参集するための「自発参集条件」を定める。

地震災害対応における自発参集条件

震度	参集職員
震度3	・参事（危機対策・防災担当） ・配備編成計画に定められた職員
震度4	・災害対策本部の本部員、情報連絡責任者及び各班長 ・市有施設管理担当課の長 ・配備編成計画に定められた職員
震度5弱以上	・全職員（正職員）

3 配備基準

種別	配備時期	配備職員	主な活動内容
注意体制	・震度3の地震が発生したとき	・参事（危機対策・防災担当） ・配備編成計画に定められた職員	・情報収集及び関係機関との連絡 ・市有施設等の安全確認（市有施設等管理担当課） 【第1配備体制の配備職員は自宅待機】
第1配備体制	・震度4の地震が発生したとき	・災害対策本部の本部員、情報連絡責任者及び班長 ・市有施設等管理担当課の長 ・配備編成計画に定められた職員	（状況により災害対策本部の設置） ・災害応急対策の実施 ・情報収集及び関係機関との連絡 【第2配備体制の配備職員は自宅待機】
第2配備体制	・震度5弱以上の地震が発生したとき	・全職員	・災害対策本部の設置 ・情報収集及び関係機関との連絡 ・各部各班は総力を挙げて、災害応急対策にあたる

◆その他、市長が必要と認めたときは、各配備体制をとることができる。

◆各配備体制の配備職員は、必要に応じて所属職員又は関係する所属長等を招集することができる。

4 配備体制の確立

一般災害対策編「第3章 第1節 第3 3 配備体制の確立」を準用する。

5 勤務時間外の伝達系統及び伝達方法

一般災害対策編「第3章 第1節 第3 4 勤務時間外の伝達系統及び伝達方法」を準用する。

6 勤務時間外等の職員非常招集

一般災害対策編「第3章 第1節 第3 5 勤務時間外等の職員非常招集」を準用する。

第2節 地震情報の伝達計画

地震情報を迅速かつ的確に伝達するための計画は、本計画の定めるところによる。

第1 緊急地震速報

1 緊急地震速報の発表等

気象庁は、2点以上の地震観測点で地震波が観測され、最大震度が5弱以上または最大長周期地震動階級が3以上と予想された場合に、震度4以上または長周期地震動階級3以上が予想された地域に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。

なお、最大震度6弱以上または長周期地震動階級4の揺れを予想した緊急地震速報（警報）は、地震動特別警報に位置づけられる。

注）緊急地震速報（警報）は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震による強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報である。解析や伝達に一定の時間（数秒程度）がかかるため、内陸の浅い場所で地震が発生した場合などにおいて、震源に近い場所への緊急地震速報の提供が、強い揺れの到達に原理的に間に合わない。

2 緊急地震速報の伝達

地震による被害の軽減に資するため気象庁が発表し、日本放送協会（NHK）に伝達されるとともに、関係省庁、地方公共団体に提供される。

また、放送事業者通信事業者等の協力を得て、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、ワンセグ等を用いて広く伝達されている。

気象庁が発表した緊急地震速報、地震情報、津波警報等は、消防庁の全国瞬時警報システム（J-ALERT）により、地方公共団体等に伝達される。

地方公共団体、放送事業者等は、伝達を受けた緊急地震速報を効果的かつ確実な伝達手段を複合的に活用し、対象地域の住民への迅速かつ的確な伝達に努める。

第2 地震に関する情報の種類と内容

1 地震に関する情報

種類	発表基準	内容
震度速報	・震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を約190地域に区分）と地震の揺れの検知時刻を速報
震源に関する情報	・震度3以上 （津波警報等を発表した場合は発表しない）	「津波の心配がない」、または「若干の海面活動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表
震源・震度情報	・震度1以上 ・津波警報、注意報発表または若干の海面変動が予測された時 ・緊急地震速報（警報）発表時	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度1以上を観測した地点と観測した震度を発表。それに加えて、震度3以上を観測した地域名と市町村毎の観測した震度を発表 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村・地点名を発表
その他の情報	・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表

推計震度分布図	・震度5弱以上	観測した各地の震度データをもとに、250m四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表
遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等※ ・マグニチュード7.0以上 ・都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合 ※国外で発生した大規模噴火を覚知した場合にも発表することがある	地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を概ね30分以内に発表※ 日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表 ※国外で発生した大規模噴火を覚知した場合は、1時間半～2時間程度で発表
長周期地震動に関する観測情報	・震度1以上を観測した地震のうち、長周期地震動階級1以上を観測した場合	地域毎の震度の最大値・長周期地震動階級の最大値のほか、個別の観測点毎に、長周期地震動階級や長周期地震動の周期別階級等を発表（地震発生から10分後程度で1回発表）

2 地震活動に関する解説資料等

地震情報以外に、地震活動の状況等をお知らせするために気象庁本庁及び管区・地方気象台等が関係地方公共団体、報道機関等に提供している資料

種類	発表基準	内容
地震解説資料（速報版）	以下のいずれかを満たした場合に、一つの現象に対して一度だけ発表 ・北海道沿岸で大津波警報、津波警報、津波注意報発表時 ・北海道で震度4以上を観測（ただし、地震が頻発している場合、その都度の発表はしない。）	地震発生後30分を目途に、地方公共団体が初動期の判断のため、状況把握等に活用できるように、地震の概要、北海道の情報等、及び津波や地震の図情報を取りまとめた資料
地震解説資料（詳細版）	以下のいずれかを満たした場合に発表するほか、状況に応じて必要となる続報を適宜発表 ・北海道沿岸で大津波警報、津波警報、津波注意報発表時 ・北海道で震度5弱以上を観測 ・社会的に関心の高い地震が発生	地震発生後1～2時間を目途に第1号を発表し、地震や津波の特徴を解説するため、地震解説資料（速報版）の内容に加えて、防災上の留意事項やその後の地震活動の見通し、津波や長周期地震動の観測状況、緊急地震速報の発表状況、周辺の地域の過去の地震活動など、より詳しい状況等を取りまとめた資料
地震活動図	・定期（毎月初旬）	地震・津波に係る災害予想図の作成、その他防災に係る活動を支援するために、毎月の北海道及び各地方の地震活動の状況を取りまとめた地震活動の傾向等を示す資料
週間地震概況	・定期（毎週金曜日）	防災に係る活動を支援するために、週ごとの全国の震度などを取りまとめた資料

第3 地震に関する情報に用いる地域名称及び震央地名

1 緊急地震速報において予想される震度の発表に用いる地域

緊急地震速報 で用いる府県予報区の名称	緊急地震速報や震度速報 で用いる区域の名称	群市区町村名
北海道道央	石狩地方北部	石狩市、石狩郡（当別町、新篠津村）
	石狩地方中部	札幌市、江別市
	石狩地方南部	千歳市、恵庭市、北広島市
	後志地方北部	小樽市、積丹郡（積丹町）、古平郡（古平町）、余市郡（仁木町、余市町、赤井川村）
	後志地方東部	虻田郡の一部（ニセコ町、真狩村、留寿都村、喜茂別町、京極町、倶知安町）
	後志地方西部	島牧郡（島牧村）、寿都郡（寿都町、黒松内町）、磯谷郡（蘭越町）、岩内郡（共和町、岩内町）、古宇郡（泊村、神恵内村）
	空知地方北部	深川市、雨竜郡の一部（妹背牛町、秩父別町、北竜町、沼田町）
	空知地方中部	芦別市、赤平市、滝川市、砂川市、歌志内市、空知郡の一部（奈井江町、上砂川町）、樺戸郡の一部（浦臼町、新十津川町）、雨竜郡の一部（雨竜町）
	空知地方南部	夕張市、岩見沢市、美瑛市、三笠市、空知郡の一部（南幌町）、夕張郡（由仁町、長沼町、栗山町）、樺戸郡の一部（月形町）

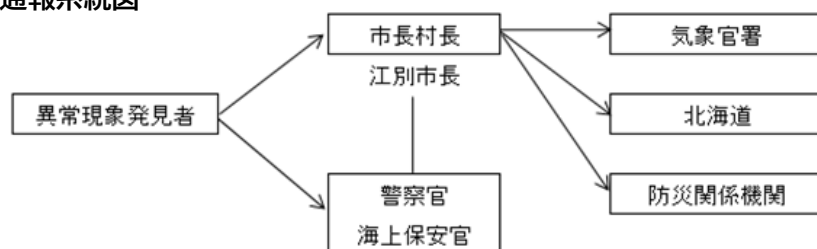
第4 異常現象を発見した場合の通報

異常な現象を発見した者は、直ちに市長又は警察官に通報する。また、通報を受けた市長は速やかに道（石狩振興局）及び気象官署（札幌管区気象台）等関係機関に通報する。

1 異常気象

地震に関する事項：頻発地震、異常音響及び地変

2 通報系統図



第3節 災害情報等の収集、伝達計画

地震発生時における災害情報等の収集、伝達についての計画は、一般災害対策編「第5章 第1節 災害情報収集・伝達計画」に準ずるほか、本計画の定めるところによる。

第1 災害情報等の収集及び伝達体制の整備

災害応急対策実施責任者、公共的団体、防災上重要な施設の管理者は、地理空間情報の活用などにより、災害に関する情報の収集及び伝達に努める。

1 市及び道は迅速な緊急地震速報の伝達のため、その伝達体制及び通信施設、設備の充実に努める。全国瞬時警報システム（J－ALER T）などで受信した緊急地震速報を、効果的かつ確実な伝達手段を複合的に活用し、市民への伝達に努める。

2 市及び防災関係機関は、要配慮者にも配慮した分かりやすい情報伝達と、要配慮者や災害により孤立する危険のある地域の被災者、都市部における帰宅困難者など情報が入手困難な被災者等に対しても、確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図る。特に、災害時に孤立するおそれのある地域で停電が発生した場合に備え、衛星携帯電話などにより、当該地域の住民と市との双方向の情報連絡体制を確保するよう留意する。

また、被災者等への情報伝達手段として、北海道防災情報システム、全国瞬時警報システム（J－ALER T）、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、衛星携帯電話、ワンセグ等、要配慮者にも配慮した多様な手段の整備に努める。

3 放送事業者、通信事業者等は、被害に関する情報、被災者の安否情報等について、情報の収集及び伝達に係る体制の整備に努める。

また、市及び道は、安否情報の確認のためのシステムの効果的、効率的な活用が図られるよう、市民に対する普及啓発に努める。

4 防災関係機関は、それぞれが有する情報組織、情報収集手段、通信ネットワーク等を全面的に活用し、迅速・的確に災害情報等を収集し、相互に交換する。また、被災地における情報の迅速かつ正確な収集・連絡を行うための情報の収集・伝達手段の多重化・多様化に努める。

道は、北海道防災情報システム、北海道総合行政情報ネットワーク（防災回線）、ヘリコプター、テレビ会議などにより、災害情報等の収集・伝達を行う。特に、被災市町村から道への被災状況の報告ができない場合、その他必要と認めるときは、これら多様な手段の効果的な活用のほか、被災地に職員を積極的に派遣し、被災情報等を収集・把握する。

人的被害の数については、道が一元的に集約、調整を行う。その際、道は、関係機関が把握している人的被害の数について積極的に収集し、一方、関係機関は、道に連絡を行う。当該情報が得られた際は、道は、関係機関との連携のもと、人的被害の数について、整理・突合・精査を行い、広報を行う際には、市町村等と密接に連携しながら適切に行う。

5 市及び道は、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報等を迅速かつ正確に分析・整理・要約・検索するため、最新の情報通信関連技術の導入に努める。

第2 災害情報等の内容及び通報の時期

1 江別市災害対策本部の設置

(1) 本部を設置したときは、本部の設置状況及びその他の情報等について、道（石狩振興局）及び防災関係機関へ通報する。

(2) 防災関係機関は、前項の通報を受けたときは、災害情報について密接な相互連絡を図るため、必要に応じて当該本部に連絡要員を派遣する。

2 道への通報

市及び防災関係機関は、発災後の情報等について、次により道（石狩振興局）に通報する。

- (1) 災害の状況及び応急対策の概要・・・発災後速やかに
- (2) 本部等の設置・・・・・・・・・・本部等を設置した時直ちに
- (3) 被害の概要及び応急復旧の見通し・・・被害の全貌が判明するまで、又は応急復旧が完了するまで随時
- (4) 被害の確定報告・・・・・・・・・・被害状況が確定したとき

3 道への報告

- (1) 市は、震度5弱以上を記録した場合、被災状況を道（石狩振興局）に報告する。（ただし、震度5強以上を記録した場合、第1報を道及び国（消防庁経由）に、原則として30分以内で可能な限り早く報告する。）

なお、消防庁長官から要請があった場合については、第1報後の報告についても、引き続き消防庁に報告する。

- (2) 市は、119番通報の殺到状況時には、その状況等を道（石狩振興局）及び国（消防庁経由）に報告する。
- (3) 市は、自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることができないような災害が発生したときは、速やかにその規模を把握するための情報を収集するよう特に留意し、被害の詳細が把握できない状況にあっても、迅速に当該情報の道（石狩振興局）及び国（消防庁経由）への報告に努める。

第3 災害情報等の連絡体制

- 1 防災関係機関は、災害情報等の連絡について必要な組織、連絡窓口及び連絡責任者を定めておく。
- 2 市及び道は、孤立した地域との連絡手段の確保を図る。

第4 通報手段の確保

- 1 一般加入電話による通報
- 2 電気通信事業者の提供する通信手段による通報
- 3 電気通信事業法及び契約約款に定める非常、緊急通話又は非常、緊急電報による通報
- 4 非常通信協議会の提供する通信手段による通報
- 5 北海道総合行政情報ネットワークによる通報
- 6 電気通信事業者が所有する非常用通信装置（無線系・衛星系）による通報
- 7 衛星電話による通報

第5 通信施設の整備強化

防災関係機関は、地震災害時において円滑な災害情報の収集及び伝達ができるよう通信施設の整備強化を図る。

また、市及び道は、非常災害時の通信の確保を図るため、通信回線の複線化や代替回線の準備、非常電源設備などの整備を推進するとともに、無線設備や非常電源設備の保守点検の実施と的確な操作の徹底、専門的な知見・技術をもとに耐震性のある堅固な場所への設置等を図る。

第6 被害状況報告

地震災害が発生した場合、市長は、別に定める「災害情報等報告取扱要領」に基づき知事に報告し、知事は、「災害報告取扱要領」及び「火災・災害等速報要領」に基づき国（消防庁経由）に報告する。

なお、市長は、通信の途絶等により知事に報告することができない場合は、直接、国（消防庁経由）に報告する。

また、確定報告については、応急措置完了後 20 日以内に、内閣総理大臣及び消防庁長官に提出する。

火災・災害等即報に関する情報の送付・連絡先

区分 回線	時間帯	平日（9：30～18：15）	平日（左記時間帯以外）・休日
	報告先	消防庁応急対策室	消防庁宿直室
N T T 回線	電話	03-5253-7527	03-5253-7777
	F A X	03-5253-7537	03-5253-7553
北海道総合行政 情報ネットワーク	電話(※)	6-048-500-90-49013	6-048-500-90-49102
	F A X(※)	6-048-500-90-49033	6-048-500-90-49036

※衛星専用電話機からの発信番号。内線電話機等から発信する場合は、最初に「81」を付して発信。

第4節 災害広報・情報提供計画

一般災害対策編「第5章 第3節 災害広報・情報提供計画」を準用する。

第5節 避難対策計画

一般災害対策編「第5章 第4節 避難対策計画」を準用する。

第6節 救助救出計画

一般災害対策編「第5章 第9節 救助救出計画」を準用する。

第7節 地震火災等対策計画

大地震が発生した場合には、建物等の倒壊をはじめ、火災の同時多発や市街地への延焼拡大などにより、多大な人的・物的被害が発生するおそれがある。

このため、被災地の住民や自主防災組織等は、可能な限り初期消火及び延焼拡大の防止に努めるとともに、市における消火活動に関する計画は、一般災害対策編「第4章 第10節 消防計画」及び一般災害対策編「第6章 第5節 大規模な火事災害対策計画」を準用するほか、本計画の定めるところによる。

第1 消防活動体制の整備

市はその地域における地震災害を防ぎよし、これらの被害を軽減するため、消防部隊の編成及び運用、応急消防活動その他消防活動の実施体制について、十分に検討を行い、整備しておく。

第2 火災発生、被害拡大危険区域の把握

市は、地震による火災発生及び拡大を防止するため、あらかじめ、おおむね次に掲げる危険区域を把握し、また、必要に応じて被害想定を作成し、災害応急活動の円滑な実施に資する。

- 1 住宅密集地域の火災危険区域
- 2 崖崩れ、崩壊危険箇所
- 3 特殊火災危険区域（危険物、ガス、火薬、毒劇物等施設）

第3 相互応援協力の推進

市は、消防活動が円滑に行われるよう、次に掲げる応援協定により、必要に応じ相互に応援協力をする。

- 1 消防相互応援
- 2 広域航空消防応援
- 3 緊急消防援助隊による応援

第4 地震火災対策計画の策定

市は、大地震時における火災防ぎょ活動及び住民救出活動の適切かつ効果的な実施を図るため、必要に応じ、あらかじめ地震火災対策計画を策定する。

この場合その基本的事項は、おおむね次のとおりである。

1 消防職員等の確保

大規模地震発生時には、住宅密集地域における火災の多発に伴い、集中的消火活動は困難であり、また、消防設備が破壊され、搬出不能となることも考えられ、更に消防職員、団員の招集も困難になるなど、消防力が低下することなどから、あらかじめこれらに対する維持、確保の措置を講ずる。

2 消防水利の確保

地震時には、水道施設の停止や水道管の破損等により、消火栓が使用不能となることが考えられることから、防火水槽・耐震性貯水槽・配水池の配置のほか、河川等多角的な方策による消防水利の確保に努める。

3 応急救出活動

大規模地震発生時の混乱した状況下における救出活動は、非常に困難であるため、倒壊した家屋内での市民、特に要配慮者の救護方法について検討しておく。

4 初期消火の徹底

市民に対しては平素から地震発生時の火気の手締りと初期消火の重要性を十分に認識させるため、事前啓発の徹底を図る。

また、発生直後にあつては、被災地までの道路交通網等の寸断等により、消防機関の到着に時間を要することから、被災地の住民や自主防災組織は、可能な限り初期消火及び延焼防止に努める。

第8節 災害警備計画

一般災害対策編「第5章 第12節 災害警備計画」を準用する。

第9節 交通応急対策計画

一般災害対策編「第5章 第13節 交通応急対策計画」を準用する。

第10節 輸送計画

一般災害対策編「第5章 第14節 輸送計画」を準用する。

第11節 ヘリコプター等活用計画

一般災害対策編「第5章 第8節 ヘリコプター等活用計画」を準用する。

第12節 食料供給計画

一般災害対策編「第5章 第15節 食料供給計画」を準用する。

第13節 給水計画

一般災害対策編「第5章 第16節 給水計画」を準用する。

第14節 衣料・生活必需物資供給計画

一般災害対策編「第5章 第17節 衣料・生活必需物資供給計画」を準用する。

第15節 石油類燃料供給計画

一般災害対策編「第5章 第18節 石油類燃料供給計画」を準用する。

第16節 生活関連施設対策計画

地震の発生に伴い、生活に密着した施設（上水道、下水道、電気、ガス、通信及び放送施設等）が被

災し、水、電気、ガス等の供給が停止した場合は、市民生活に重大な支障を生ずる。

これら各施設の応急復旧についての計画は、本計画の定めるところによる。

第1 上水道

一般災害対策編「第5章 第21節 上下水道施設対策計画」を準用する。

第2 下水道

一般災害対策編「第5章 第21節 上下水道施設対策計画」を準用する。

第3 電気

一般災害対策編「第5章 第19節 電力施設災害応急計画」を準用する。

第4 ガス

一般災害対策編「第5章 第20節 ガス施設災害応急計画」を準用する。

第5 通信

1 応急復旧

東日本電信電話(株)北海道事業部、(株)NTTドコモ北海道支社などの電気通信事業者は、地震災害発生時の通信を確保するため、施設の被害調査、点検を実施するとともに、被害があった場合又は異常事態の発生により通信が途絶するような場合において、速やかに応急復旧を実施するなどの対策を講ずる。

2 広報

通信を管理する機関は、地震により通信施設に被害のあった場合は、テレビ・ラジオなどの報道機関の協力を得て、通信施設の被害状況、電話等の通信状況等について広報するとともに、被災地への電話の自粛について理解と協力を求めるなど住民の不安解消に努める。

第6 放送

NHKなど放送機関は、地震災害発生時、被災地及び被災住民に対する迅速かつ的確な情報を提供するため、施設の被害調査、点検を実施するとともに、施設に被害があった場合、速やかに応急復旧を実施するなど、放送が途絶えることのないよう対策を講じる。

第17節 医療救護計画

地震災害のため、地域の医療機関の機能がなくなり又は著しく不足、若しくは医療機関が混乱した場合における医療救護に実施は、一般災害対策編「第5章 第10節 医療救護計画」を準用するほか、本計画の定めるところによる。

第1 目的

市内において地震災害等により集団的に多数の死傷者が発生した場合、当該傷病者に対して防災関係機関が迅速かつ適確な応急的救急医療措置を実施できる体制を確立し、被害の軽減を図る。

第2 救急医療の対象

地震の発生に伴う大規模な火事若しくは爆発、有害物の流出、列車、航空機などの転覆、墜落、そ

の他極端な雑踏の事故等により集団的に多数の傷病者が生じ、関係機関の総合的救急対策が必要な事態を対象とする。なお、集団的多数の傷病者とは、おおむね 50 人以上に及ぶ災害とする。

第3 救急医療本部の設置

救急医療の円滑な実施を図るため、市は必要に応じて災害現場に救急医療本部を設置して医療救護活動に当たる。

第18節 防疫計画

一般災害対策編「第5章 第11節 防疫計画」を準用する。

第19節 廃棄物等処理計画

一般災害対策編「第5章 第30節 廃棄物等処理計画」を準用する。

第20節 家庭動物対策計画

一般災害対策編「第5章 第28節 家庭動物対策計画」を準用する。

第21節 文教対策計画

一般災害対策編「第5章 第26節 文教対策計画」を準用する。

第22節 住宅対策計画

一般災害対策編「第5章 第24節 住宅対策計画」を準用する。

第23節 被災建築物安全対策計画

被災建築物の余震等による倒壊及び部材の落下等から生ずる二次災害を防止するための安全対策に関する計画は、本計画の定めるところによる。

第1 応急危険度判定の実施

判定内容、結果表示方法

区分	内容	表示方法
危険	建築物の損傷が著しく、倒壊などの危険性が高い場合であり、使用及び立ち入りができない。	赤のステッカーを表示する
要注意	建築物の損傷は認められるが、注意事項に留意することにより立ち入りが可能である。	黄のステッカーを表示する
調査済	建築物の損傷が少ない場合である。	青のステッカーを表示する

(4) 判定の効力

行政機関による情報範囲の提供であること。

(5) 判定の変更

応急危険度判定は応急的な調査であること、また、余震などで被害が進んだ場合あるいは適切な応急補強が行われた場合には、判定結果が変更される場合があること。

第2 石綿飛散防災対策

被災建築物からの石綿の飛散による二次被害の防止については、次のとおりとする。

1 基本方針

各実施主体は、関係法令や「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル（第3版）」（環境省）に基づき、石綿の飛散防止措置を講ずる。

2 実施主体及び実施方法

(1) 市及び道

市及び道は連携し、被災建築物等の石綿露出状況等の把握、建築物等の所有者等に対する応急措置の指導・助言及び解体等工事に係る事業者への指導等を行う。

(2) 建築物等の所有者等

建築物等の損壊や倒壊に伴う石綿の飛散・ばく露防止のための応急措置を行う。

(3) 解体等工事業者

関係法令に定める方法により石綿含有建材の使用の有無に関する事前調査を実施し、調査結果等の写しを当該解体等工事の場所に据え置き、A3（42.0 cm×29.7 cm）以上の大ききで掲示するとともに、全ての石綿含有建材について除去等の作業に係る基準等に従い、解体等工事を行う。

(4) 廃棄物処理業者

関係法令に定める基準等に従い、廃石綿等及び石綿含有廃棄物の処理を行う。

第24節 被災宅地安全対策計画

一般災害対策編「第5章 第23節 被災宅地安全対策計画」を準用する。

第25節 行方不明者の搜索及び遺体の収容処理埋葬計画

一般災害対策編「第5章 第27節 行方不明者の搜索及び遺体の収容処理埋葬計画」を準用する。

第26節 障害物除去計画

一般災害対策編「第5章 第25節 障害物除去計画」を準用する。

第27節 広域応援・受援計画

一般災害対策編「第5章 第7節 広域応援・受援計画」を準用する。

第28節 自衛隊派遣要請及び派遣活動計画

一般災害対策編「第5章 第6節 自衛隊派遣要請及び派遣活動計画」を準用する。

第29節 災害ボランティアとの連携計画

一般災害対策編「第5章 第31節 災害ボランティアとの連携計画」を準用する。

第30節 災害救助法の適用と実施

一般災害対策編「第5章 第34節 災害救助法の適用と実施」を準用する。

第4章 災害復旧・被災者援護計画

地震災害が発生した際には、速やかに、被災施設を復旧し、被災者に対して適切な援護を行うことにより、復興へとつなげていく必要がある。

このため、市は、防災関係機関との適切な役割分担及び連携の下、被災地域の特性や被災状況、関係する公共施設管理者の意向等を勘案し、迅速な原状復旧を目指すのか、災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決をも図る計画的復興を目指すのかについて早急に検討し、基本となる方向を定め、又はこれに基づき計画を作成することにより、計画的に災害復旧事業を実施する。

併せて、災害に伴い生じた廃棄物については、広域的な処理を含めた計画的な収集・運搬・処分により適切かつ速やかに廃棄物処理を行う。

また、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握したうえで、関係者が連携して、被災者に対するきめ細かな支援を継続的に実施する取組）の実施等により、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細かな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努める。

なお、著しく異常かつ激甚な非常災害が発生し、国に緊急災害対策本部が設置され、当該災害からの復興を推進するため特別の必要があると認めるときは、大規模災害からの復興に関する法律に基づき、被災地の復興を図るため必要となる措置を行う。

第1節 災害復旧計画

一般災害対策編「第7章 第1節 災害復旧計画」を準用する。

第2節 被災者援護計画

一般災害対策編「第7章 第2節 被災者援護計画」を準用する。

